

また条例の各条項の補足説明は、特定金融機関としては西武信用金庫、農業協同組合、埼玉銀行福生支店、抵当信用金庫の四金融機関である。預託金については二十万円までとする。資金の貸付けは一種類とする。融資審査会は商工会、商業協同組合、市にあり最終決定はこれらの審査会と希望する金融機関で決定することになる。申込者の資格は引き続き一年以上同一場所としたが、これは信用取引の最低期限である。市税年額三万円はかなり低い営業状態の方で内たぐり有利にしたものである。連帯保証人は小口事業資金と違ってない。五十万円以下の融資の場合、福生商店街協同組合員は協同組合が連帯保証人に代り保証するとなつてゐるものと、することかできるとして。貸付利率は一般の保証の場合は三銭四厘保証組合の場合は一厘下ゆ二銭三厘ぐらいにしたい考である。違約金は年十四、六%、日歩四銭である。融資申込みは本条例で新たに福生市商工会に事務委託することかできるとして。損失保証は五十万円以上の場合は保証協会の保証があるが五十万円以下の場合、債務者、連帯保証人が完済できず金融機関が欠損処分を行つた場合は、これに対して損失保証をする。等の説明の後、質疑に入り、保証協会の保証料は五十万円から

百万円、一年もので一、一%、一年から三年までの二、八八%である。や十三条の融資の時期について中間支払いは制度資金の上からも設備完了後が正しいもので、融資の証明を出し業者と金融機関と話し合ひたい。融資証明を出すとは民法上融資をしたものとみなされるものである。上棟式の後の融資等の考え方に対し、融資証明は取り消しの条項があり話し合ひの上の資料としたい。この問題については委員中から強い中間支払いの要望があり商工振興策のための基本条例であり、実施してどうしても意にそぐわないものであるならば改正も可能である。五十万円以下の資金については融資条件がゆるやかにならないか、設備資金については置き期間を二十四月では毎月十万元以上にもなり返済が大変だ。公庫等においても五年であり、返済期間が短いことは零細企業を優遇すべきであるものを、規定が強すぎ逆に力のある人に有利のように思われる。また融資格は小さい業者は少額にというが、現在の物価騰貴では限度額まで容易に借せる方法について善処されたい。この条例でりと担保物件もなく保証人が全責任を負うようになるので担保物件等も考へるべきである。融資審査会は全部の金融機関が立会

うものぶなく最終的に一件審査はその希望する金融機関と市で行なう。
したがって申請書類等は担当の金融機関のみで他には知らされるもの
はない。金融機関の融資に対する意見が強くあるのではないかと、その
心配については市において指導していく。十一月末現在の小口事業資金
の未償還件数は千六件、五百十九万六千円、千六件中六件の継続で
あるとの質疑があり、当委員会としては千九条の設備資金の償還方法
について特に議論を重ね、このままの融資条例では市の経済活動を促進
し中小企業の振興にともなわなく、利用しにくいものになるとして千九条千二項
の設備資金について同賦償還方法を一部修正すべきであるとの委員の
要求により、採決の結果全委員が原案の一部、千九条千二項中「三十四月
以内とし」を「三十六月以内とし」に修正し可決すべきものと決定した次方
あります。

何となく審議のうえ当委員会今の決定とあり可決くださるようお願い
いたしますと報告いたします。

（十七番水谷清一君出席、午後十時三十一分）

議長（石川信義君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

このより委員会報告に対する質疑を行ないます。

議長（石川信義君） 一番大沼秀伍君

○一番（大沼秀伍君） いきなり説明に入ってしまうが、それをわれわれは議
決する人ではなくその審査報告を議決するようにもう一度やっていただい
たいと思う。いきなり報告に入っており審査報告を詭人ではないけれど、
われわれはこれを議決しなければならないと思えます。

議長（石川信義君） これは暫時休憩いたします。

午後十時三十二分 休憩

午後十時三十七分 開議

議長（石川信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（石川信義君） 一番大沼秀伍君

○一番（大沼秀伍君） ただいまの発言については了解いたしましたので以上で終
ります。

議長（石川信義君） 以上で質疑は終了します。

議長（石川信義君） 八番中里元一君

。八番（中里元一君）この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案ヤハ十号については委員会報告とあり決定されんことを望みます。

（「賛成を呼ぶ者あり」）

。議長（石川信義君）おはかりいたします。ただいま中里元一君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会報告とあり決定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決定することにご異議ござりませぬか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

。議長（石川信義君）ご異議なしと認めます。よって議案ヤハ十号福生市中小企業振興資金融資条例は委員会報告とあり決定いたしました。

。議長（石川信義君）この際議事のつごうにより日程ヤ三から日程ヤ八までの補正予算関係について一括審議いたします。

。議長（石川信義君）日程ヤ三議案ヤハ十六号から日程ヤ八議案ヤ九十二号までを一括議題といたします。

本案はそれぞれ各委員会に審査を付託してありますので総務、建設、厚生、順に報告を願います。

まず最初に総務委員長末次性男君

（総務委員長 末次性男君登壇）

。総務委員長（末次性男君）当委員会に付託されましたのは入金般と支出の議金費、総務費、教育費、諸支出および予備費であります。まず冒頭に担当の課長等から本補正内容の説明を求めました。

今回の補正の主な内容は入金において市民税、固定資産税、都市計画税における現年度の調定増として合計三千八百二十五万円の補正増、国有提供施設等所在市町村助成交付金、いわゆる基地交付金において六千万円の減となつてゐるが、今までは基地交付金一本で交付されてゐたもののこのたび国において新たに調整交付金が増加したために科目を改正し、国有提供施設等所在市町村助成交付金等という款を新たにおこし、施設等所在市町村調整交付金四千四百八十五万七千円を加へ今年度の確定額七千七百二十四万円を補正しようとするものであります。使用料および手数料において市営プールが本年度は好天に恵まれ、それにともない実利用者七万人余りとなつたための調定

増四十万九千円の補正、国庫支出金における九百四十二万六千円の減は、当初五千万円を予定した横田基地排水路工事で防犯庁の補助金が三千八百万円となつたための千三百万円の減、そのほか教育、民生関係の負担金補助金において三百七十五万四千円、これらで増減差引きして九百三十四万六千円の減となつた。都支出金において六十四万二千円の補正で、これは来年四月施行予定の都知事送等の準備費、諸収入では武蔵野市の区更整理事業の完成にともなう精算金および預金利子を含め五百万円の補正、市債において仮称下河原保育園に対する事業債が新たに六百七十万円が認められ、また五小の屋内運動場の新築事業債が五百万円増額されて九百万円となつた。さらに五小増築分として百五十万円の追加で合計六百万円、一小分校の増築分として五十万円がそれぞれ増となり、その他仮称福祉センターの新築事業債が百万円の減、これら教育、民生関係の起債増減を差引きして千三百七十万円の補正となつた。

次に支出に移り、各担当課長等から説明を求め、今回の支出補正はその大部分が先般行なつた人事院勧告にともづく職員の給与改訂等の人件費が主であり、そのほかこれにともなう退職手当組合等に対する

る負担金等、補正総額の約八八%余りを占めてゐる。

支出補正の主なものは総務費では来年四月に予定される都知事および福生市議会議員の選挙費が百三十万円の余り、これらは委員の報酬をはじめ投票用紙等の印刷代とか消耗品、入場券の郵送代あるいは掲示板五十箇所分等の経費であり、教育費における小学校費では職員給与改訂による補正のほか、一少の送風機補修費三十五万円、仮称一小分校建設費として特別教室の理科室をフルで設置するための経費百万円および机、椅子等の備品購入代三百五十万円、これらとそれぞれ増額補正をするともに、予定した額より安く入札等ができたために生じた減、設計監理委託料五十三万二千円、分校増築工事費百三万五千円等を増減差引きして一小分校建設費として二百九十三万三千円の補正、また五小建設費として予定額より安く入札等ができた関係から主体工事費四百七十一万二千円、屋内運動場新築工事費三十八万円、設計監理委託料三十七万六千円、これらとそれぞれ減額補正をするともに体育館完成にともなう倉庫および体育施設等の移設工事費三十五万円、附帯工事費九十五万二千円等を差引きし、五小建設費関係で二百六十六万円の減額補正、また中学校費におきましては職

員の人件費関係の補正のほか、工事請負費八十五万円、これは二半の電気配線回路の補修工事費、社会教育費においては人件費のみの補正で五十二万四千円、以上の教育費の補正総額が一千四百四十四万四千円となっている。諸支出金では一般会計より開始基金へ千五百万円を繰入れ、合計五十八百万円としようとするもので、予備費において三百四十二万七千円の收支バランスをとった。

以上のような内容説明があり、ついで質疑に入り、各員中より市税が前年度より大巾に増収となっているが当初予算にある程度見込みなかったのか、またこの増収となった原因は何か、一小分校および五つの増築工事で減額されているものの理由は何か、……等活発な質疑が行われ、これに対し理事者側より、本年度は譲渡所得が例年より大巾にふえ、最終的には二五%ぐらいの伸びとなると思う。予算編成時にはこうした内容は把握できなかったために増収となった。また小学校費における増築工事の減額補正については設計段階における一平方メートル当りの単価と入札等による単価に差が生じ、比較的安く落札できたものである。

以上のような答弁があり、ついで本案について採決いたしましたところ、全員異議なく原案可決すべしものと決定した次第でございます。

よろしくご審議のうえご可決あらんことをお願いいたします。

議長（石川信義君） 次に建設委員長 岩田 博君

（建設委員長 岩田 博君登壇）

○建設委員長（岩田 博君） 議案第八十六号昭和四十五年度福生市一般会計補正予算第四号、オ入を除き本予算のうち建設委員会所管分本案審議について説明いたします。

担当課長から順次説明を求め、農林水産業費、商工費とも人件費の補正のみである。土木費においては人件費のほか交通安全施設費として国鉄、警察からの要望により国鉄の線路沿いに三十五箇所の標識、ガードレールの安全施設設置経費、町道一九号わらけ街道の水道管切りまわし工事の水道事業への委託料、横田飛行場周辺排水路費においては当初予算においては補助金を五千万円計上したものが三千八百万円に減額決定し、これにともなう工事量の縮小および工事箇所の変更によるもので、工事監理、設計委託料、中央幹線排水工事の請負

費、工事変更による排水路用地買収費、家屋移転補償その他補償料の減に対して地下埋設物移転補償料の増額等である。……との説明があり、別に質疑もなく採決の結果当委員会としては原案とあり可決すべしとの決定した次方であります。

次に議案第九十九号昭和四十五年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計補正予算第三号、本案審議について説明いたします。

審議に先だつて担当課長の説明を求め、方入については四十四年度決算による繰越金二千六百六十一万六千四百円である。一方方出においては人件費のほか加美平地区事業費として公社に対しての事業委託料、工事請負費として青梅線沿いのカードレールの設置、地区内道路の一般補修、建物および農作物補償費の二千五十万円、多戸原地区事業費では建物および農作物の補償費五百万円その他予算補費二十三万五千四百円の補正である。……との説明の後質疑に入り、加美平の訴訟による裁判については近々結着の見通しかつたと思う。多戸原の補償料は仮換地地の用地の借上補償料等である。

加美平の補償料は主に二、七号の立地差地先の家屋三棟の移転料と二、三棟については了承をもらつてゐる。委託料一千万円については公社の事業施行に対する立替分の補てんとして繰越金をあてたものである。また加美平区画整理事業は最終年度であり特段の努力を願いたい。……との要旨もあり、採決の結果原案を可決すべしとの決定した次方であります。

次に議案第九十九号昭和四十五年度福生市と畜場会計補正予算第一号、本案審議について、まず担当課長から説明を求め、方入については繰越金六万六千四百円、方出の人件費など七十五万七千四百円を増額補正したもので、これは方出の組替をしたもので、特に予算補費六十九万一千四百円を充当したものである。と教実績においては十一月末現在を昨年と比較した場合四千三百三十八頭と約九割となつてゐる。臨時職員においても十一人中六人やめてもらう方針で四十五年度赤字を出さないよう努力する。……等の説明があった。質疑においては万年へい、交通安全事故と強風のため破損したか、そのための補修は市民の批判をあるのが路肩に土盛りをしかードレール等を設置する

などして万年への破損を防止してほしい等の要望がありましたか、都市計画街路二、一九号が本年度中に完了予定であり、それによる改良も考えられるものであるなどの質疑の後、採決の結果原案を可決すべきものと決定した次第であります。

議長（石川信義君） 次に厚生委員長杉本皆雄君

（厚生委員長杉本皆雄君登壇）

○厚生委員長（杉本皆雄君） 二指名をいただきましたので報告申しあげます。

議案オ八十六号昭和四十五年度福生市一般会計補正予算オ四号、オオ予算のうち厚生委員会所管分、本案審議につきまして説明いたします。

まず担当の所長、課長からそれぞれ所管分について内容の説明を求め、その内容は戸籍住民基本台帳費と民生費においてそれぞれ関係職員の人件費の増額、福祉会館百万円、下河原保育園の六百七十万円の地方債を一般財源に振り替えたもので、ケースワーカーの研修旅費であり、厚生費においても同様に人件費の増額のみである。

る。これに対する質疑において、下河原保育園は四月から開園できるか、保育の人数について、下河原保育園は防音工事の関係で若干遅れるが予定価格と業者の価格との差があり隨意契約とし、下河原の仮換地等もあり地主の説得に手間とり現在やっとちやうほりをやる段階であるが、業者もしておりましてまだ平家で面積も少ないので四月開園に努力する。保育も八十名定員で知事の認可を取り、六名の必要となるが保育学校三年制の卒業生で若いため、すみれ保育園の保育と交流し支障のないよう運営していただきたい。工期または備品等の搬入のためどうしても四月開園不可能の場合はオ五小学校のプレバツ校舎三棟を利用するよう教育委員会の了承を得てもらう。厚生面では清掃関係業務の拡大されたが支障はななく、じん芥は川鍋組に委託し順調に進んでいる。今のところ苦情もきていないし工業団地地区も同様である。またオリハゲの取り扱いが乱雑であるというが国道一六号線沿いは交通上一部あきらかしく注意しておく、……等の説明があり、全員が一致して本案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第九十七号昭和四十五年度福生市国民健康保険特別会計補正予算第一号、本案の審議につきまして説明をいたします。まず担当課長の内容説明を求めました。それによると今回百二十四万円を追加し補正後の総額は一億六千二百七十一万八千円となるもので、支出において都の事務費補助金を昨年の実績により計上したもので、これは国保関係職員の人件費にあてられるものである。……との説明があり、人件費以外の計上もないため質疑もなく、全員が一致して本案について原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第九十八号昭和四十五年度福生市公益債償還会計補正予算第一号、本案について審議の説明をいたします。

まず担当課長の内容説明を求め、今回八万八千円を追加し、補正後の総額を二百十萬二千円としようとするもので、支出において貸付金の利子収入を十万円増額、繰越金を決算の確定により一万二千円減額、支出において人件費二十一萬八千円を今回の予算補正の才入八万八千円と予備費から十三万円をあてるものである。……

との説明があり、人件費以外の計上はないため質疑もなく、全委員が一致して本案について原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に議案第九十九号昭和四十五年度福生市水道事業会計補正予算第二号、本案審議につきまして説明をいたします。

担当課長の説明を求め、それによると奥多摩街道、基地排水計画の変更による配水管移設工事の主なもので、その他人件費の補正で収益的収入および支出において営業収益、水道料金収入七百九十五万円、横手手数料三十五万四千円、営業外収益として四千万円を定期預金に、その他普通預金利息百十万円、受託工事収益として一般会計から五百四十五万三千円の水道管布設工事収益等である。支出において水源動力費、電灯料、給配水修理費、人員削減による人件費の減額と一般会計から受け入れた五百四十五万三千円の基地排水、道路改修にしよう受託工事委託料である。

資本的収入および支出において、収入が消火栓設置負担金として十五万円、支出においては四期拡張事業費として奥多摩街道工事

による先行投資の工事請負費、家庭用水量水器の購入費八百九十万六千円で、不足する額については当年度損益勘定留保資金および建設改良積立金をもって補てんするとの説明の後、傾疑に入り、人員の六名削減による支障は別になく、これは水三淨水場の無人化をしたためのもので、事業等の運営には支障はない。材料費の減額は従来水道課に担当していたものも業者の請負としたものである。配水池の工期は二月二十五日となるが若干遅れてゐる。来年度フル回転すれば三ヶ月給水を受け入れなくても給水可能と思うが、再来年度はどうしても必要となる。都立高校への給水については配水管を布設してあり給水に支障はない等の傾疑があり、採決の結果全員が一致して本案について可決すべきものと決定した次でありました。

よろしくご審議のうえご可決くださるようお願いいたしました報告といたします。

議長（石川信義君） 以上で各委員長の審査報告は終わりました。

このより十二時五十分まで休憩いたします。

午後十時五十分 休憩

議長（石川信義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

このより各委員長報告に対する傾疑を行ないます。

なお傾疑は議案の順にお願いいたします。また議案が八十六号

関係についてお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上で議案が八十六号関係は終わります。

次に議案が八十七号関係についてお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上で議案が八十七号関係は終わります。

次に議案が八十八号関係についてお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上で議案が八十八号関係は終わります。

次に議案が八十九号関係についてお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上で議案オ八十九号関係は終了です。
次に議案オ九十号関係についてお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上で議案オ九十号関係は終了です。
次に議案オ九十一号関係についてお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） 以上で質疑の全部を終りました。

議長（石川信義君） 八番中里元一君

八番（中里元一君） この際動議を提出いたします。

ただし議題となっております議案オ八十六号から議案オ九十一号ま
ふについては委員会報告とあり決定されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） おはかりいたします。ただし中里元一君から所
定の賛成を得て、本案はすなわち委員会報告とあり可決された
旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議
ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君） お異議なしと認めます。よって議案オ八十六号か
ら議案オ九十一号までの昭和四十五年変各会計補正予算六件については
すなわち委員会報告とあり可決いたしました。

議長（石川信義君） この際議事のつづきにより日程オ九から日程オ十五ま
の決算認定関係について一括審議いたします。

議長（石川信義君） 日程オ九議案オ九十二号から日程オ十五議案オ九十八号
までを一括議題といたします。

本案はいずれも各委員会に審査を付託してありますので総務、建設
厚生各順に各委員長からお願いいたします。

まず最初に総務委員長末次性男君

（総務委員長末次性男君 登壇）

○総務委員長（末次性男君） 昭和四四年度の一般会計決算について補足説明
をいたします。

冒頭に本決算書の中、方入におきまして先きほど承認されました議